

## 関西電力大飯原子力発電所の運転差止め仮処分決定に対する会長声明

本日、大阪地方裁判所第1民事部は、関西電力大飯原子力発電所3号機及び4号機（以下「大飯原発」という。）の運転差止めを求める仮処分申立てを却下する旨の決定を行った。当会は大飯原発の再稼働に反対する旨の会長声明を出しているが（2012年4月24日付会長声明）、政府は大飯原発の再稼働を妥当と判断して運転再開を認めた経緯がある。

先日4月13日に起きた淡路島付近を震源とする地震のように、活断層の存在が明確でなかった場所においても震度6弱程度の地震が発生することは、最近の地震活動の履歴から明らかとなっている。したがって、活断層の存在が疑われている地区における原子力発電所の運転については慎重な対応が必要というべきである。

東京電力福島第一原子力発電所の事故（以下「東電原発事故」という。）から丸2年が経過するも、未だその事故の原因究明が完了していないばかりか、一方で懸命の事故収束活動にもかかわらずその過程において停電事故や汚染水漏れ事故が繰り返されている。このことから、国民の原発事故に対する不安は払拭されていない。

大飯原発の場合、その30km圏内には京都府と滋賀県の一部が含まれ、とりわけ琵琶湖が放射性物質で汚染された場合の被害ははかりしれず、このような事態は絶対に避けなければならない。

以上のとおり、大飯原発の再稼働は時期尚早であったのであり、当会は、政府に対し、東電原発事故の原因究明が完了し、改訂後の安全指針に基づく安全審査が行われるまでは、大飯原発の運転を停止することを再度強く求めるものである。

2013年（平成25年）4月16日

大阪弁護士会

会長 福原 哲 晃